

接(整)骨院における

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン

一般社団法人全国柔道整復師連合会

目次

1、はじめに

2、施術者の感染予防

3、院内環境の感染予防

4、患者への注意喚起

5、感染者情報に接した場合の対処

(1)「施術者」が感染した場合

(2)「患者」が感染していた場合

1、はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は急激な勢いで感染者数が増加し、世界レベルで感染が拡大しております。国内では指定感染症に指定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発令され、現時点ではまだ感染が拡大する傾向にあります。国内でも感染経路が明確でない感染例が次々と報告されており、施術所においても感染者が受診する可能性があります。

当会は上記の状況を鑑み、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧施術所において感染者を出さず、感染させず、施術者と患者の安心と安全を守るために、適切な対応を取っていただくためのガイドラインを設けました。

本ガイドラインは当会が示したひとつの目安であり、それぞれの施術所の対応を制限するものではありません。また、各施術所の状況に応じて具体的な対応を決めていただくことが重要です。

会員の皆様におかれましては、本ガイドラインを参考にいただき、新型コロナウイルス感染症の終息まで大きな混乱を生じずに目の前の患者の施術に専念できることを願っております。

一般社団法人全国柔道整復師連合会

代表理事 田中威勢夫

2、施術者の感染予防

新型コロナウイルス感染症に対して、感染対策上重要なのは、呼吸器衛生と咳エチケットを含む標準予防策の徹底である。基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の施術において、状況に応じて必要な个人防护具を適切に着用して施術者の感染を予防する。

(1) 出勤前に検温を行い、以下の症状がある場合は出勤を停止させる。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい者（高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の者で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

※発熱や、感染症や腫瘍、炎症などにより起こるが、一般に、37.5度以上の場合、発熱とみなす。ただし、症状には個人差があるので、平熱とあわせて判断する。発熱が認められる場合は、毎日体温を測定し、体温と時間を記録する。）

(2) 出勤後に検温を行い、以下の症状がある場合は帰宅させ、自宅待機とする。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい者（高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の者で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

※発熱や、感染症や腫瘍、炎症などにより起こるが、一般に、37.5度以上の場合、発熱とみなす。ただし、症状には個人差があるので、平熱とあわせて判断する。発熱が認められる場合は、毎日体温を測定し、体温と時間を記録する。）

(3) 施術中に施術者の感染を防ぐために、以下の着用を推奨する。

- ・目の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）を着用し、飛沫感染を防ぐ。
- ・マスクを着用し、飛沫感染を防ぐ。
- ・ゴム手袋を着用し、接触感染を防ぐ。
- ・施術毎にアルコールを含んだ手指消毒を行い、接触感染を防ぐ。

(4) 手指消毒を行う前に目や顔を触らないように注意する。

(5) 白衣は毎日洗濯する。（複数枚の配布の検討）

(6) 半袖白衣の着用を禁止し、長袖白衣の着用を義務付ける。

3、院内環境の感染予防

開設者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、施術者や患者等の導線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を行う。接触感染のリスクは、施術者と患者が共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、高頻度接触部位（ドアノブ、待合室の背もたれ、書籍・雑誌、ベッドなど）は特に注意する。飛沫感染のリスクは換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、大声を出すことを避ける等に注意する。

(1) 待合室、施術所内

- ・感染防止のための患者数の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ドアノブや待合室の背もたれなどは、こまめに消毒する。
- ・気温を考慮しつつ、ドアは開け喚起を行う。（強風に注意する）
- ・入口及び院内の手指の消毒設備を設置する。
- ・ベッドは都度消毒する。

(2) トイレ

- ・便器内は通常清掃し、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(3) 休憩スペース

- ・密集を避けて休憩し、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・常時換気することに務める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は定期的に消毒する、または共用物を減らす。
- ・休憩スペースが個室の場合は、入退室の前後に手洗いをする。

(4) ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを片付ける、回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いをする。

4、患者への注意喚起

新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるため、発熱や軽度であっても咳・喉頭痛などの症状がある人は入場をお断りすることは、院内における感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。

また、万が一感染が発生した場合に備えて、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来院名簿を適正に管理することも考えられる。

- (1) 発熱や咳、喉頭痛などの症状がある人は入場をお断りすることを告知する。
- (2) 入店時に手指消毒、マスク着用をお願いする。
- (3) 施術者がマスク、ゴーグル、ゴム手袋を着用してご案内、施術することを告知する。
- (4) 待合室では、一定の間隔を空けて着座をお願いする。
- (5) 施術中に体調が変化したり、気分が優れなくなった場合は、施術者に申し出ていただく。
- (6) 厚生労働省等が推奨する啓発用チラシの HP や SNS、店内掲示や配布等で患者へ呼びかけを行い、患者自身の実行の徹底を求める。

※別紙啓発ポスター等は、ご自由にお使いください。

5、感染者情報に接した場合の対処

(1)「施術者」が感染した場合

①以下の症状で自宅待機中の施術者の PCR 検査の実施が確定した段階で、速やかに責任者に報告する。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい者（高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の者で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

※発熱や、感染症や腫瘍、炎症などにより起こるが、一般に、37.5 度以上の場合、発熱とみなす。ただし、症状には個人差があるので、平熱とあわせて判断する。発熱が認められる場合は、毎日体温を測定し、体温と時間を記録する。）

②医療機関や保健所から該当施術者に連絡が入る。

③PCR の結果が判明した際は、陽性・陰性の結果に関わらず、責任者に報告する。

④陽性であった場合は、該当施術者は医師及び保健所の指示に従う。

⑤責任者は、該当施術者が勤務する施術所の他施術者や患者の濃厚接触者（発症する 2 日前から、1 m 程度の距離でマスクを着用せずに 15 分以上会話した場合等）を特定する。

⑥責任者は保健所の指示に従い、患者等の濃厚接触者に連絡する。

⑦保健所による該当施術者が勤務する施術所の他施術者等の聞き取り調査及び、院内消毒に協力する。

⑧該当院は営業を 2 週間自粛する。

⑨該当院の他施術者の 2 週間の経過観察を行う。

⑩営業再開を判断した上で、営業を再開する。

(2)「患者」が感染していた場合

①保健所から該当院に連絡が入る。

②該当患者及び来院日時、施術者、濃厚接触者を特定する。

③該当する濃厚接触者へ連絡する。

④保健所による該当院の施術者等の聞き取り調査及び、院内消毒に協力する。

⑤会社ホームページ及び該当院のホームページに掲載する。

⑥該当院の施術者の 2 週間の経過観察を行う。

⑦営業再開を判断した上で、営業を再開する。